

令和6年度第3回千歳市公営企業経営審議会 会議録

日 時 令和7年2月18日（火） 14:00～14:40

場 所 千歳市水道局2階会議室

出席者 別紙名簿のとおり

1 開会

2 公営企業管理者挨拶

3 議事

(1) 報告事項

① 令和7年度千歳市水道事業会計予算について

資料に基づき内容を事務局が説明。

【質疑等】

なし

② 令和7年度千歳市下水道事業会計予算について

資料に基づき内容を事務局が説明。

【質疑等】

(委員)

埼玉県八潮市で下水管が腐食のため陥没したが、本市の下水道管の腐食状況を伺う。

(事務局)

令和3年度に鉄北通の青葉丘地区で污水管腐食による道路陥没が発生した。このことから美々地区から浄化センターまでつながる下水道管内のカメラ調査を実施した結果、管内全線に腐食が見られたことから、令和4年度より計画的に下水道管の中に下水道管を入れる污水管更生事業を進めている。本市は污水管を全体で約560km敷設しており、うち約60kmについては下水道管の法定耐用年数である50年を超えている状況にある。腐食が確認できる箇所については、現在污水管更生事業を実施している箇所である。

(委員)

令和7年度は管渠の更新を実施しない予定であるか。また下水道管路台帳の有無について伺う。

(事務局)

污水管更生事業を資料16ページの(2)に記載しており、下水道管腐食に対する更新工事を実施する。また管路台帳についてはシステム作成委託を資料17ページに記載している。過去から台帳は持っているが、7年度に台帳を電子化する。

(事務局)

埼玉県八潮市の陥没事故については、作業が長期化すると報道されている。北海道では市町村が下水道事業を実施しているが、事故が起きた埼玉県など本州では市町村の地域が狭いことから県で事業を実施している。今回腐食し陥没した箇所は県内の下水が集まる処理場手前であり、管の直径は約5mである。大きな下水道管が陥没し土砂が流入したため、大規模な事故となった。

なお、北海道ではこのような大きな下水道管を敷設していない。今回の事故を受けて国土交通省から緊急で調査するよう指示があったが、北海道は調査対象となっていない。

本市についてであるが、敷設している管は最も大きくて約2mである。また人が入らず安全性の高いカメラ調査を管更生事業とともに実施し、管の腐食状況の把握に努めている。問題のある下水道管が見つかった場合には速やかに修繕していく。

(委員)

埼玉県では深さ10mに下水道管を敷設していたようだが、本市の下水道管敷設箇所の深さはどの程度か。

(事務局)

浅い箇所では1m20cm程度であるが、下水道は自然流下で流れるため下流に向けて下水道管が太くなり、敷設箇所も深くなる。鉄道や川の下についても、これらの下に敷設するため、敷設箇所は深くなり、深いところでは10m程度の位置に敷設する場合もある。市街地については4mから5mの位置に下水道管が敷設されている。

(委員)

次世代半導体事業における工事の財源については、企業債や国庫補助金であるが、企業債の償還財源について、半導体工場からの下水道使用料により返済するのか、他の収入により返済するのか伺う。

(事務局)

次世代半導体製造工場関連工事に伴い借入した企業債の償還財源については、半導体工場からの下水道使用料で賄っていく見通しとなっているが、実際に排水する量がどの程度のものになるかわからないこと、また半導体以外の他の要因も含めると資金不足となる可能性がある。このことから国の補助金等を活用して事業運営していく予定である。

(委員)

企業債が大きく増加しているが心配する要素ではないのか。

(事務局)

企業債については、下水道使用料で償還していく予定である。

(委員)

次世代半導体関連事業については、令和6年度から3年の事業であるか。

(事務局)

令和5年度補正予算から令和8年度までの事業である。

(委員)

苫小牧からくる工業用水にはP F A Sが含まれているとのことだが、この辺の情報を把握しているか伺う。

(事務局)

下水処理に関してP F A Sは国の水質基準にはなく、水道局として情報を持っていない。苫小牧市からの工業用水についても、北海道から供給されるものなので、同様に情報をもっていない。半導体工場に入ってきた水は工場内で処理され、P F A Sを可能な限り除去すると半導体工場が表明したことは把握しており、適正に処理されるものと考えている。排水に含まれたとしても、これまで本市が続けてきたとおりに国の水質基準に合致させて、千歳川に放流する。

(委員)

半導体工場での処理方法は公表されているのか。

(事務局)

具体的な処理方法は把握していないが、水処理棟を設置し工場使用水を浄化した上で、排水すると聞いており、本市の処理場に入ってくる時点では、浄化された水が入ってくると理解している。

(委員)

P F A Sは微生物の方法では分解できないと考えるが、半導体工場で処理するという理解でよいか伺う。

(事務局)

量産体制以降の用水は北海道が供給する工業用水であるため、供給水にP F A Sが含まれていれば、北海道が処理することが望ましいと考えている。

(委員)

スラッジセンターで処理された汚泥のP F A S検査を実施するのか。

(事務局)

P F A Sは国の下水道法基準に含まれていない。このため処理場やスラッジセンターにおいて検査する予定はない。

4 その他

【質疑等】

なし

5 閉会

以上